

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月13日29嘉鞍保第10375号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、診察実施通知書に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年9月5日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年9月13日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年9月20日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年10月31日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 診察実施通知書の医師名について、患者としても、どの医師から診察されたか知っておきたいため。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。

(3)私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

法第27条に基づき行われる精神保健指定医による診察は、本人の意に反して行われるものであり、診察実施通知書の精神保健指定医の氏名を開示することにより、本人が措置診察に関する不満や、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、精神保健指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する診察実施通知書に記載されている審査請求人に関する個人情報である。

法第27条に基づく診察に当たっては、精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行）において、保健福祉環境事務所長は、診察実施通知書により、診察の日時、場所等を指定医に通知することとされている。

本件診察実施通知書には、精神保健指定医の氏名、診察を受ける者の住所及び氏名、診察場所、診察日時が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を

知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、診察実施通知書に記載された精神保健指定医の氏名であり、この情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院に至らないまでも、措置入院に関する診察を受けた者が事後的に病名や診察内容等について知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においては、措置診察の結果、措置入院非該当と判断されたものの、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が病名や診察内容等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。